

春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

春日部市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年条例第211号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																																		
<p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p> <p>第5条 政務活動費は、会派が行う<u>調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議の開催等市政の課題及び市民の意思</u>を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。</p>	<p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p> <p>第5条 政務活動費は、会派が行う<u>調査研究</u>、要請、陳情、<u>会議の開催等市政の課題</u>を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。</p>																																		
<p>別表（第5条関係）</p>	<p>別表（第5条関係）</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 調査研究費</td> <td>会派が行う市政の調査研究に必要な経費</td> </tr> <tr> <td>2 研修費</td> <td>団体等が開催する研修会、意見交換会等への参加に必要な経費</td> </tr> <tr> <td>3 広報費</td> <td>会派が行う活動及び市政について市民に報告するために必要な経費</td> </tr> <tr> <td>4 広聴費</td> <td>会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取、市民相談等に必要な経費</td> </tr> <tr> <td>5 要請・陳情活動費</td> <td>会派が<u>行う要請及び陳情活動</u>に必要な経費</td> </tr> <tr> <td>6 会議費</td> <td>会派が<u>開催する各種会議</u>に必要な経費</td> </tr> <tr> <td>7 資料作成費</td> <td>会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費</td> </tr> <tr> <td>8 資料購入費</td> <td>会派が<u>行う活動</u>に必要な図書、資料等の購入に要する経費</td> </tr> <tr> <td>9 事務費</td> <td>会派が行う活動に必要な備品及び消耗品の購入、情報通信</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	1 調査研究費	会派が行う市政の調査研究に必要な経費	2 研修費	団体等が開催する研修会、意見交換会等への参加に必要な経費	3 広報費	会派が行う活動及び市政について市民に報告するために必要な経費	4 広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取、市民相談等に必要な経費	5 要請・陳情活動費	会派が <u>行う要請及び陳情活動</u> に必要な経費	6 会議費	会派が <u>開催する各種会議</u> に必要な経費	7 資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	8 資料購入費	会派が <u>行う活動</u> に必要な図書、資料等の購入に要する経費	9 事務費	会派が行う活動に必要な備品及び消耗品の購入、情報通信	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 調査研究費</td> <td>会派が市政の調査研究のために研修会に参加する経費及び会派が行う市政の調査研究のための旅費</td> </tr> <tr> <td>2 要請・陳情活動費</td> <td>会派が<u>要請、陳情活動を行う</u>ために必要な経費</td> </tr> <tr> <td>3 資料作成費</td> <td>会派が行う活動に必要な印刷物等の作成費</td> </tr> <tr> <td>4 資料購入費</td> <td>会派が行う活動に必要な新聞、雑誌、図書等の購入費</td> </tr> <tr> <td>5 会議費</td> <td>会派が<u>開催する会議</u>に必要な会場借上料、食糧費、車借上料、速記料等</td> </tr> <tr> <td>6 事務費</td> <td>会派が行う活動に必要な備品費、消耗品費、通信費等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	1 調査研究費	会派が市政の調査研究のために研修会に参加する経費及び会派が行う市政の調査研究のための旅費	2 要請・陳情活動費	会派が <u>要請、陳情活動を行う</u> ために必要な経費	3 資料作成費	会派が行う活動に必要な印刷物等の作成費	4 資料購入費	会派が行う活動に必要な新聞、雑誌、図書等の購入費	5 会議費	会派が <u>開催する会議</u> に必要な会場借上料、食糧費、車借上料、速記料等	6 事務費	会派が行う活動に必要な備品費、消耗品費、通信費等
項目	内容																																		
1 調査研究費	会派が行う市政の調査研究に必要な経費																																		
2 研修費	団体等が開催する研修会、意見交換会等への参加に必要な経費																																		
3 広報費	会派が行う活動及び市政について市民に報告するために必要な経費																																		
4 広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取、市民相談等に必要な経費																																		
5 要請・陳情活動費	会派が <u>行う要請及び陳情活動</u> に必要な経費																																		
6 会議費	会派が <u>開催する各種会議</u> に必要な経費																																		
7 資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費																																		
8 資料購入費	会派が <u>行う活動</u> に必要な図書、資料等の購入に要する経費																																		
9 事務費	会派が行う活動に必要な備品及び消耗品の購入、情報通信																																		
項目	内容																																		
1 調査研究費	会派が市政の調査研究のために研修会に参加する経費及び会派が行う市政の調査研究のための旅費																																		
2 要請・陳情活動費	会派が <u>要請、陳情活動を行う</u> ために必要な経費																																		
3 資料作成費	会派が行う活動に必要な印刷物等の作成費																																		
4 資料購入費	会派が行う活動に必要な新聞、雑誌、図書等の購入費																																		
5 会議費	会派が <u>開催する会議</u> に必要な会場借上料、食糧費、車借上料、速記料等																																		
6 事務費	会派が行う活動に必要な備品費、消耗品費、通信費等																																		

等に要する経費	
---------	--

(2) 別記様式別紙を次のように改める。

年度政務活動費収支報告書

(会派名)

1 収 入
政務活動費 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 費		
合 計		

3 残 額 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。